

旭川医科大学における国際交流協定に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和6年3月7日学長裁定)

旭川医科大学における国際交流協定に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学における国際交流協定に関する申合せ（平成29年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(協定の締結手続)</p> <p>第2 国際交流協定(以下「協定」という。)を締結する場合には、責任部署が提出書類を作成して学長に申請を行うものとする。ただし、外国大学等からの協定の打診又は大学の国際戦略等に基づく協定の場合には、国際交流推進センターが責任部署となり、提出書類を作成する。</p> <p>2 責任部署は、次に掲げる書類を、国際企画室へ提出するものとする。</p> <p>(1) 協定締結に関する申請書(別紙様式1)</p> <p>(2) 相手大学等の概要(別紙様式2)</p> <p>(3) 相手大学等との交流の経緯(様式自由)</p> <p>(4) 協定書(案)</p> <p>3 前項第3号の相手大学等との交流の経緯は、往復書簡等、相手大学等との協定締結に至る経緯が分かるものを記載するものとする。</p> <p>4 第2項第4号の協定書(案)は、英文のみでの作成又は日本語及び相手国の使用言語での作成とする。ただし、英文のみで作成する場合には、日本語の翻訳を添付するものとする。</p> <p>5 協定を締結する場合には、<u>国際交流推進センター会議</u>、<u>大学運営会議</u>及び<u>教育研究評議会の議</u>を経るものとする。</p> <p>6 協定の締結後は、教授会へ報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(協定の更新手続)</p> <p>第4 協定を更新する場合には、責任部署は有効期間満了の3か月前までに、学長に申請を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(協定の締結手続)</p> <p>第2 国際交流協定(以下「協定」という。)を締結する場合には、責任部署が提出書類を作成して学長に申請を行うものとする。ただし、外国大学等からの協定の打診又は大学の国際戦略等に基づく協定の場合には、国際交流推進センターが責任部署となり、提出書類を作成する。</p> <p>2 責任部署は、次に掲げる書類を、国際企画室へ提出するものとする。</p> <p>(1) 協定締結に関する申請書(別紙様式1)</p> <p>(2) 相手大学等の概要(別紙様式2)</p> <p>(3) 相手大学等との交流の経緯(様式自由)</p> <p>(4) 協定書(案)</p> <p>3 前項第3号の相手大学等との交流の経緯は、往復書簡等、相手大学等との協定締結に至る経緯が分かるものを記載するものとする。</p> <p>4 第2項第4号の協定書(案)は、英文のみでの作成又は日本語及び相手国の使用言語での作成とする。ただし、英文のみで作成する場合には、日本語の翻訳を添付するものとする。</p> <p>5 協定を締結する場合には、<u>大学運営会議に諮り</u>、<u>国際交流推進センター会議</u>及び<u>教育研究評議会の議</u>を経るものとする。</p> <p>6 協定の締結後は、教授会へ報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(協定の更新手続)</p> <p>第4 協定を更新する場合には、責任部署は有効期間満了の3か月前までに、学長に申請を行うものとする。</p>

- 2 協定の更新手続については、第2を準用するものとする。
- 3 期間の変更のみの更新については、国際交流推進センター会議の議を経るものとする。
- 4 前項により協定を更新した後は、大学運営会議、教育研究評議会及び教授会へ報告するものとする。

(覚書の更新手続)

第5 覚書を更新する場合には、責任部署は有効期間満了の3か月前までに、学長に申請を行うものとする。

- 2 覚書の更新手続については、第3を準用するものとする。
- 3 期間の変更のみの更新については、国際交流推進センター会議の議を経るものとする。
- 4 前項により覚書を更新した後は、大学運営会議、教育研究評議会及び教授会へ報告するものとする。

(協定の終結手続)

第6 協定を終結する場合には、責任部署は有効期間満了の3か月前までに、学長に申請を行うものとする。

- 2 責任部署は、協定終結に関する申請書(別紙様式3)を、国際企画室へ提出するものとする。
- 3 協定を終結する場合には、国際交流推進センター会議、大学運営会議及び教育研究評議会の議を経るものとする。
- 4 協定の終結後は、教授会へ報告するものとする。

(略)

附 記

この申合せは、令和6年3月7日から実施する。

【改正理由】

締結手続、更新手続及び終結手続を整理し明確にするため、所要の改正を行うものである。

- 2 協定の更新手続については、第2を準用するものとする。
- 3 期間の変更のみの更新については、国際交流推進センター会議の議を経るものとする。
- 4 前項により協定を更新した後は、教育研究評議会及び教授会へ報告するものとする。

(覚書の更新手続)

第5 覚書を更新する場合には、責任部署は有効期間満了の3か月前までに、学長に申請を行うものとする。

- 2 覚書の更新手続については、第3を準用するものとする。
- 3 期間の変更のみの更新については、国際交流推進センター会議の議を経るものとする。
- 4 前項により覚書を更新した後は、教育研究評議会及び教授会へ報告するものとする。

(協定の終結手続)

第6 協定を終結する場合には、責任部署は有効期間満了の3か月前までに、学長に申請を行うものとする。

- 2 責任部署は、協定終結に関する申請書(別紙様式3)を、国際企画室へ提出するものとする。
- 3 協定を終結する場合には、大学運営会議に諮り、国際交流推進センター会議及び教育研究評議会の議を経るものとする。
- 4 協定の終結後は、教授会へ報告するものとする。

(略)